

講演 秘密保護法廃止への展望

秘密法廃止！広島ネットワーク共同代表
日本ジャーナリスト会議広島支部事務局長
沢田 正

2014年2月8日、福山市市民参画センターで開かれた STOP「秘密保護法」福山緊急行動主催の学習会での講演をまとめたものです。

「日本ジャーナリスト会議」は、日本で一番古いジャーナリストの組織です。戦後10年経って戦争に協力したことを反省して、二度と戦争のためにペンをとらない、あるいは戦争のためにカメラを向けない、そういう思いを込めて作られた組織です。

今日は「秘密保護法廃止への展望」というタイトルで講演していますが、正直に言えば僕に展望が見えているというわけではありません。ただ明確なのは、この秘密保護法を廃止しなければ日本の民主主義は危うくなる、崩れていくということです。そこで、この秘密保護法をなぜ廃止しなければならないのかということからお話しします。

現在の日本国憲法の重要な原理は、国民主権・基本的人権の尊重

・平和主義です。秘密保護法の内容は、現憲法の基本的な原理を否定するものです。そこが重要な柱を成しているため、秘密保護法は廃止しなければならないと考えています。

まず国民主権について。国政に関する情報、行政府が持っている情報は国民の共有の財産です。国民の基本的人権を守るための一番重要な権利は参政権であり、参政権の行使が主権の行使だと思いますが、国政に関する情報、行政が持つ情報が社会に共有されているからこそ、一人ひとりの国民が今行われている政治について判断し、選挙や意見、主張の表明などを通じて政治に参加する民主主義が成り立つわけです。情報を官僚が独占する社会では民主主義は機能しません。

その政治に関する情報が、秘密保護法では防衛・外交・特定有害活動・テロ防止に関する4つの分野について秘密に指定できる。各行政機関の長（内閣の大臣）、実質的には中央省庁の課長クラスの役人、官僚が情報を秘密に指定する。その情報は、法律上は5年をもって秘密を解除できると言っているが、内閣が承認する重要なものは30年に延長できる。では30年経てば秘密指定が自動解除になるかと言えばそうではない。内閣が承認すればさらに30年。外国や国際機関との交渉に不利益を及ぼす情報や外国から60年以上秘密の条件で提供された情報、政令で定める情報などは（合計）60年経ても秘密指定を解除しないことも出来る。要するに、永久に秘密にすることも可能なんです。30年という期間は人間の世代交代とほぼ同じくらいです。30年経って秘密

が明らかになったとき、国民が「当時の政治の判断は誤っていた」と思ったとしても、その影響を消したり、修正したりすることはほぼ出来ない。ましてや60年も経てば、修正・変更することは間違いなく出来ないでしょう。さらに、60年経っても明らかにしない秘密もあると言っているんです。日米安保に伴う密約やTPP交渉などは外国との交渉に不利益を及ぼすという理由で永久に秘密にできる。今こういうことをやろうとしている。

日本国憲法の下では、主権者・国民の代表である議員で構成する国会が国権の最高機関となっています。三権分立の下で、行政の行為・施策をチェックできるのは国会だけです。国会議員は国政調査権を持っていて、国の政策に関して調べようと思えば行政に対して資料を出させ、参考人や証人を呼んで調べる事が出来る。国会で質問があって、行政の過ちや、時の政権の失策が明らかになることがしばしばあります。

しかし秘密保護法では、秘密に指定されたものを国会に提供するかどうかにについては、各行政の長が判断し、拒否することもできる。提供する場合は、国会で秘密会にしなければならない。秘密会での扱いは、会に出席した議員がその秘密を他人に漏らしたら最高で懲役5年の刑罰を受ける。外交・防衛に関しては国会に常設委員会があります。たとえば野党議員が外交委員会の秘密会に出席して、重要な外交問題の秘密が明らかにされたとき、自分一人で判断できるでしょうか。通常それを党に持ち帰って、党の政策と照合したり自分の政策秘書等に秘密をめぐる情報を調べさせたりして、日本にとって良いものか判断するのが政治家の正当な行為だと思うのですが、それをやったら秘密を漏らしたことになり、処罰されるのです。行政の長が秘密を提供するかどうかという権限を持っており、提供されたとしても、政府や官僚に対して圧倒的に不利な条件でしか判断出来ない。それから情報を漏らした場合、実刑を受けると議員資格を失うので、官僚から刑罰権をもってコントロールされる恐れがある。国権の最高機関である国会や国会議員を行政が完全にコントロール出来る。秘密保護法は、そういう法律です。

それから表現の自由の一つで、国民の知る権利があります。

この知る権利に奉仕するのが報道機関の役割です。この法律の下では、報道機関の取材がやりにくくなる。秘密に接する公務員から情報が漏れてくることは、ほとんど無いと考えていいと思います。それは法案が出たときから問題になっています。どういう情報が出てこなくなるか、どういうことが取材しにくくなるか、一つ挙げます。1月27日（2014年）付の中国新聞1面に「日本が今プルトニウムを300kg持っていて、それをアメリカが返還しろと要求している」という内容の記事が載っています。この300kgのプルトニウムは、軍事転用できる濃度であり、核兵器50発分に相当します。日本でこういうプルトニウムを所持しているということに関しては、ほとんど知られていないと思います。僕は、この300kgという数字を初めて見ました。日本は北朝鮮が核実験を行ったと大騒ぎをします。今、北朝鮮は長崎型原爆にして数発分くら

いは所持しているだろうと言われていています。日本の場合は50発分ですよ。日本のプルトニウムは、使用済み核燃料をフランスやイギリスに委託し再処理してもらって、引き取ったものが44トンあると言われていています。すでに膨大な量ですが、すぐ核兵器に転用できる濃度ではありません。でもこの300kgは、間違いなくすぐ核兵器に転用できるプルトニウムなんです。日本の技術力があれば、恐らく数カ月以内に核兵器を作ることが出来るでしょう。ロケットに関しても、日本は北朝鮮よりはるかに高度な技術を持っています。北朝鮮の核やミサイルがどうだのと言っていますが、日本こそ潜在的な核兵器と核ミサイルを所持していると言われても、全くおかしくない。そういう情報を共同通信の記者が書いた。これは秘密保護法の中の防衛、あるいはテロ防止の情報に必ず該当します。この記事を書いた記者は秘密保護法違反になる可能性が大きい。この秘密保護法の審議に当たって、政府は公益目的の取材活動であれば罪に問われることはないと言いましたが、捜査段階で捜査機関はまず容疑者や関連人物、場所の家宅捜索をします。記者自身は罪に問われなくても、関連人物として家宅捜索でパソコン・携帯電話などを押収されるだけで記者にとってはおしまいです。自分の取材源が全部入っているわけですから。そういうことがあったら、次からは間違いなく政府に疑われるような取材をしなくなります。

僕がこの法律に関してもっと言いたいのは、一般の国民にと

っても非常に危ないということです。秘密を取り扱う者について適性評価をするという条項が盛り込まれています。適性評価は全部で7項目あります。まず、特定有害活動とテロリズムの関係に関する事項を調べる。特定有害活動とは、いわゆるスパイ活動のことです。秘密を扱う部署に指定されている国家公務員、都道府県警の警察官、それから防衛省と契約を結んでいる民間企業の社員が適性評価の対象者です。こういう人たちの家族（事実婚を含む配偶者・父母・子ども・兄弟姉妹・同居人・配偶者の父母）も氏名・生年月日・国籍（過去までさかのぼる）・住所を調べます。交友関係も調査内容に含まれています。調査には本人の同意を得ますが、周囲の人たちには同意なんか得ません。毎日新聞が報道したところによると、調査対象者は約10万人（そのうち民間人は約3200人）になるといいます。また、防衛省の関連団体「防衛生産・技術基盤研究会」がまとめた「分野別防衛産業の現状」によると、主要な契約企業が319社、関連企業は約1万7000社になると言っています。下請けがとても多いわけですね。そうすると法律で指定される調査対象者は約3200人（といわれる民間人）でしょうけど、その下で関連している企業にも調査が及ぶと見て間違いはない。

適性評価の残り6項目は、犯罪および懲戒の経歴、情報の取り扱いに関わる違反歴、薬物の乱用およびその影響、精神疾患に関する事項、飲酒についての節度、信用情報・その他経済的な状況に関する事項です。特に精神疾患に関する事項については、お医者さんが強い危機感を持っています。広島県の医師会が12月5日に反対声明を出しています。秘密保護法の国会審議の中で、行政

から精神疾患に関して照会を掛けられた場合、医師は答える義務があるのかという質問が出ました。政府の担当者は、答える義務があると言いました。医の倫理だけでなく刑法で、医師は個人の疾患について守秘義務が課せられています。法令に基づく場合は医師が患者の秘密を漏らしても違法性はないと解されていますが、こんなひどい人権侵害はないと思います。医療の信頼関係は成り立たなくなります。恐らく患者も医療を受けなくなるでしょう。秘密を指定した役所から照会があって、医師が回答したとします。患者が、それによって不利益を被ったとして裁判を起こしたらどうなるのか。その場合、医師は損害賠償をしなければならないのか？そういうことを含めて、医師はかなり困惑しています。反対声明を出した理由は、まさにそんなところです。そういう意味でこの法が基本的人権を大きく侵害すると言えると思います。

この適性評価で大きな問題の一つ、「テロリズムとの関係」というところですね。法律の条文で、テロリズムとは「政治上その他の主義主張に基づき、国家もしくは他人にこれを強要し、または社会に不安もしくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、または重要な施設その他の物を破壊するための活動」と定義しています。なぜこれが問題か。「政治上その他の主義主張に基づき、国家もしくは他人にこれを強要」することがテロリズムに当たると解釈される恐れがあるからです。たとえば街頭で「国家秘密法は反対です、みなさん反対してください」と主張することがテロリズムになるわけです。主義主張を人に強要することをテロリズムと言うのなら、思想・信条の自由を奪うことになるわけです。これがなぜ問題か。石破幹事長が11月29日に自身のブログの中で「議員会館の外では、特定機密保護法絶対阻止（※法律の正しい名称とは違う）を叫ぶ大音量が鳴り響いています。単なる絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらない」と書きました。それが新聞に取り上げられ、問題視されて12月2日に「お詫びと訂正」を出し「単なる絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらない」という部分だけ取り消しました。でも、石破幹事長は法律に書いてあることをそのまま述べただけなんです。だから、この法律は主義主張を取り締まるものなんです。

では、この適性評価は誰が行うのか。警察の中の、公安警察です。僕は共同通信の社会部記者だったので警察や検察の取材をたくさんしましたが、公安警察というのは何をやっているのかわからない得体のしれない組織です。いわゆる市民活動なども隠密に情報収集の対象にしていることは間違いありません。この公安警察が適性評価の調査をするとはか思えません。それ以外に日本の行政機関の中でそれが出来る能力を持っている所はないからです。公安調査庁が一部の調査を担当する可能性や、防衛省・自衛隊に関して部分的に陸上自衛隊の情報保全隊という情報機関が適性評価を行うと思われませんが、（公安警察ほどの）大きな能力を持っていないから、基本的な情報収集・調査は公安警察がやると思います。

公安警察は今まで何をしてきたのか。2010年、テロ捜査で日本に住むイ

イスラム教徒を調べた捜査情報が警視庁公安部から流出したという事件がありました。要するに、イスラム教徒は全員、テロの容疑者ということになるでしょう。日本でモスクとして使われている建物に出入りしている人を軒並み、国籍、氏名、生年月日、住所、職業、旅券番号、家族などを全て調べた。それがインターネットで漏れてしまった。警察が持つテロの捜査情報として流れたのだから、名前の出た人はテロリストとみなされ、日本にいるイスラム教徒は甚大な害を被った。どうしてこれが流出したのか、結局分からなかった。適正な捜査手続きとはいえない、こんなめっちゃくちゃな公安活動をして、その情報が漏れて非常に多くの害を加えたのに、責任は誰も取っていないんですよ。今ですらそういったことがこっそり行われているのに、それが合法的に出来るようになったらどうなるか。防衛や外交の秘密にかかわることや、テロにかかわること、そして先ほど述べたような主義主張にかかわることもテロとして公安警察が合法的に調べることができる。秘密警察が大手を振って活動し、社会の隅々まで監視する第一歩になり、それが行き着く先は本当に恐ろしいと思うんです。

では、国家秘密とは一体何なのか。 沖縄国際大学の前泊博盛教授は、琉球新報という沖縄の新聞で論説委員長をやっておられた方です。2004年に、外務省が日米地位協定をどのように運用しているかの秘密文書をスクープした時の取材班のキャップを務めておられました。なぜ日米地位協定の考え方について琉球新報が取り上げたかと言うと、日本の米軍施設の74%が沖縄にあって、沖縄は日米地位協定の下でとても苦しんでいます。前泊さんは「日本は主権国家ではない、未だに米軍の占領下だ」と言っています。この日米地位協定には、外務省がいかにかアメリカ軍のために日本の法律を破っているか、あるいは日本国民の人権を売り渡しているか、そういうことをいかにうまくやるかを虎の巻として書いているわけです。そして、この文書は外務省の無期限秘密に指定されているのです。そのことを琉球新報が書いたら、外務省はそんな文書はないと否定した。ではということで、琉球新報はその全文を掲載したんです。外務省は動転しました。外務省内でも限られた部署しか持っていない文書を二十数万部もばらまくとは一体どういうつもりだ、と言ってきたそうです。じゃあ、この文書は実在するんですねと言ったら、いや違うとあくまで否定したらしいですけどね。その前泊さんが「政府は、国民の権利を売り渡す時に生じる問題を秘密や機密・無期限秘密に指定している。これが国家秘密の本質だ」と言っています。

今回の秘密保護法で、秘密に指定する分野として最初に挙げられている防衛・外交は日米安保にかかわることがほとんどです。だから日米地位協定の下で行われていることが、そのままこの秘密保護法に該当すると思ってい。日米地位協定の下で行われていることの一つに、法の下での不平等がある。罪を犯した場合も、米兵と日本人とでは処遇が違う。犯罪起訴率は日本人が49%、米兵・米軍属は17%。その背景として、日米間に司法密約が存在する。日米地

位協定では、米軍の兵士や軍属が公務中に犯した罪についての第一次裁判権は米側にあり、公務外での犯罪の場合は日本側にあると定めています。しかし密約では、公務外で犯した罪についても日本側はなるべく第一次裁判権を行使しないと約束しています。この結果、米軍の犯罪の大半は日本で裁かれることはないということになる。これは今も日本全土で適用されています。2007年10月に、広島で岩国基地の海兵隊の4人が、19歳の女性を集団強姦するという事件がありました。基地に逃げ込んでいた米兵の名前も事件の翌日には分かっていたのに、その米兵を逮捕も起訴もしなかった。集団強姦事件が日本の裁判にかからなかったんですよ。岩国から40km離れた広島市内の飲み屋街・流川で女性を拉致して、2kmほど離れた駐車場で強姦したんです。その後、女性は車から放り出され、夢遊病のような状況で広島市内をふらついているときに、警官から声を掛けられて被害を訴えた。それで事件が分かった。けれど警察は容疑者を逮捕しないし、検察は起訴もしない。こんなことがありますか。公務外の米兵犯罪をきちんと捜査せず、裁判にかけないということが、沖縄だけでなく、日本全土で沢山起きている。これで日本は主権国家と言えるでしょうか。まさに治外法権です。明治時代の初期に治外法権があって、イギリスやアメリカ、フランス、ロシアといった当時の列強に対する裁判権を日本は持っていなかった。それとどこが違うんですか。日本はアメリカの植民地と言っているでしょう。それが前泊さんの言う「日本は主権国家ではない」ということなんです。それを許しているのが司法密約です。

もう一つ、中国地方関連で挙げておきたいのは米軍機の低空飛行です。この中国地方北部の山地を西から東へ通る、ブラウンルートという低空飛行ルートがあります。ここで傍若無人な飛行をしてきた。3～4年前に岡山で、低空飛行の衝撃波で農家の土蔵が壊れるという事件がありました。米軍はまだ因果関係を認めていない。米軍機による被害は日本政府が代わって損害賠償するが、米軍が認めていないのでどのような形で賠償するのかという決着がついていないようです。

このブラウンルート以外にも、島根県と広島県の北部にまたがるエリア567という低空飛行の訓練空域があります。ここでもっとひどい騒音被害や、衝撃波による被害などが出ている。島根県浜田市のこども園で話を聞いたことがあります。一昨年の6月、飛行機が落ちてきたかと思うような音で、園の子どもたちが床に突っ伏して泣き出したと。こども園・保育園・幼稚園、あるいは小学校の上空を耳をつんざく轟音で通過することが頻繁に起きている。民間機あるいは自衛隊機であっても、日本の飛行機は航空法や自衛隊の法律でそんなことをしてはいけないと規定されている。しかし米軍機は何の制限も受けずに飛行しているんです。なぜそんなことが出来るか。これも地位協定の運用で、日本の空を自由に使っていると許していることを国民には隠しているんです。政府がこれまで日米同盟に関して、国民・市民の人権を踏みにじったり売渡したりしているということを秘密にしているわけです。国家秘密とはそういうものだというのを、私たちは知っておく必要があると思います。

この秘密保護法を作って、これから安倍さんはどうしよ

うとしているのか。この秘密保護法を制定する最大の理由は、アメリカから要請されているからでしょうね。最終的にアメリカと一緒に戦争をする上では、秘密保全法制がなければならない。国会での答弁でも、外国から秘密情報を得るに当たって、こちらもちょうと秘密を保全するような体制がなければならないと言っています。それから法律の中に、外国に秘密情報を提供できると明記してあるわけです。日本の国権の最高機関である国会にすら示さない情報を外国には提供すると。安倍政権、自民党は何を狙っているのか。

2012年4月に自民党は改憲草案を発表しています。2005年に出したものよりひどい内容になっています。そこには憲法9条2項の軍隊の不保持と交戦権の否定を削って、国防軍を持ち、集団的自衛権を行使できるということを明記しています。それ以外に基本的人権に関する項目も削っているところがあります。広島市立大学広島平和研究所の河上暁弘さんは「現行の9条を無化（むか）し、戦力不保持から国防軍保持へ転換する」「人権の空洞化、公益および法の秩序を理由に国家権力による人権制限を容認する」「それが自民党の日本国憲法改憲草案の中身である」と指摘しています。自民党はその3カ月後に、国家安全保障基本法案を発表しています。その内容は、いま安倍さんがやっていることなんですね。この法案の第3条には「国は、我が国の平和と安全を確保する上で必要な秘密が適切に保護されるよう、制度上必要な措置を講ずる」と秘密保護法の制定が書かれています。第4条には「国民は国の安全保障施策に協力し、我が国の安全保障の確保に寄与し、以て平和で安定した国際社会の実現に努めるものとする」と、国民の責務が書かれています。そして第10条に集団的自衛権を明文的に書いています。これを合わせると、集団的自衛権を行使して海外で戦争をやる場合は、国民は協力する義務があるということになります。

去年になって、6月4日に新防衛計画の大綱策定に関わる提言（国家安全保障基本法案をもう少し幅広く書かれた物）というのを出しています。そこにも具体的な提言として、憲法改正と国防軍の設置、国家安全保障基本法の制定、国家安全保障会議の設立、国家安全保障会議の設置に伴い秘密保護法を制定する——などと書いています。この新防衛計画の大綱策定に関わる提言の副題が「防衛を取り戻す」ですよ。この後、7月21日に参議院選挙が行われましたが、自民党は秘密保護法なんて全く公約に出さなかった。

7月29日には麻生さんが「ナチスに学べ」発言をしました。

「憲法を変えるのは静かにやろう。ナチスの手口をまねればよい」という内容です。ナチスは、当時世界でもっとも民主的な憲法と呼ばれたワイマール憲法の下で独裁を完成させていくんですね。事実経過は、ワイマール憲法の下で全権委任法という法律を通したことによります。全権委任法は、行政府に立法の

権限を与える法律です。そうすると行政が何でも出来ることになってしまいます。立法権を握ったことで、憲法を変更せずに事実上の憲法廃止が可能になった。麻生さんの発言当時、ナチスは憲法を変えていないから彼は歴史を知らないのだと受け取っていました。しかしその後の展開を見ると、麻生さんの発言は「憲法を変えずに憲法を廃止しよう」という安倍さんの動きを予告していたことが分かりました。2年前に自民党が出した「9条の第2項を廃止して国防軍を持つ」という改憲草案のポイントを、憲法を変えることなく法律によって実現しようとしている。これが安倍さんのやろうとしていることだと思います。

その行程では、まず国家安全保障会議の設置法を作りました。中身の危険性の高さほどには反対運動が広がりませんでした。安倍さんは国家安全保障会議設置法を出すときから、これは秘密保護法とセットだと言っていました。国家安全保障会議とは、戦争するための総司令部ですね。首相と防衛相、外務相、官房長官の4人に権限を集中的に持たせるものです。12月4日に国家安全保障会議が発足しました。その前から秘密保護法案が国会に出され、同6日に強行採決されました。同17日、国家安全保障基本戦略というものと新しい防衛大綱、中期防衛力整備計画（1年前倒し）をセットで閣議決定しました。この次に出てくるのは国家安全保障基本法案です。集団的自衛権を法で明文化するものです。この3点セットができれば、日本は現憲法の下でも自衛隊が海外でアメリカと一緒に戦争が出来る体制になるんです。それを安倍さんは着々と進めてきている。

アメリカがベトナム戦争をした大義名分は、集団的自衛権の行使なんです。当時の南ベトナム政権との同盟関係の下で同盟国を防衛する名目で戦争を行った。韓国とオーストラリアも集団的自衛権でベトナム戦争に参加しています。韓国軍は65年～73年までの9年間に31万2853人を派兵し、約5000人の戦死者、約1万人の負傷者、2万人余りの枯葉剤被害者を出した。そして、4万1400人の敵を殺した。重要なのは、わかっているだけで5000人の非武装民間人を殺していることです。軍隊が外国で戦争するとそういうことが起きる。いま韓国の良心的な人たちはベトナムで韓国軍のやったことを掘り起こして、ベトナムに謝罪しています。集団的自衛権の下で何が起きるのかということ、ベトナムの事例からも知る必要があると思います。韓国が集団的自衛権でベトナムに参戦したときの体制はどうだったのか。朴正熙（パク・チョンヒ／韓国の現大統領・朴槿恵の父親）の軍事独裁政権下だった。表現の自由や基本的人権なんか軍部の独裁で踏みにじられているような時代だった。アメリカ軍はもっとひどく、ベトナムで村民の虐殺を行ったり、無差別爆撃や有毒枯葉剤の大量散布を行ったりしたのははじめ、イラク戦争で多数の非武装民間人を殺している。アメリカ軍と行動すれば、そういうことに巻き込まれるということを実際に考える必要があると思います。

秘密保護法は今年12月くらいに施行するのではと言われていますが、（集団的自衛権行使に与する）3点セットの内、2つはもう成立してしまっただけです。「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」という首相の私的

諮問機関の有識者会議が、集団的自衛権についての結論の報告書を4月ごろに出すと言われています。安倍さんは今国会の会期中に集団的自衛権の解釈変更をしたいと言っています。このまま行けば集団的自衛権行使の解釈変更をした後、明文化して国家安全保障基本法を通すのではないかと思います。

戦前は、軍機保護法なり治安維持法・国防保安法・国家総動員法など、いろんな表現の自由や基本的な人権を抑圧する法律・法令が沢山あった。敗戦後GHQが来たときに、日本を民主化するというで即時廃止・停止した法律が全部で24あった。そういう法律があったために、日本の国民は沈黙せざるを得なかった。広島の子供文学者・三浦精子さんは、なぜ戦争に反対しなかったのかご両親に聞いたそうです。ご両親は「治安維持法なんかもあったし、戦争反対なんて怖くてとても言える状況でなかった。」と答えられたそうです。1941年、国防保安法は先に挙げた他の法律の駄目押しで作られた。今回の秘密保護法は、何が秘密か分からない点、行政の長が秘密を全て指定できる点で、この国防保安法にそっくりだと言われている。あの太平洋戦争の開始半年前に作った法律と同じ物が通ってしまった。今の日本はそういう時期にある。

僕らはもう真っ暗な道を行くしかないのか？僕はそうは思いません。

戦前は大日本帝国憲法の下だった。大日本帝国は天皇が全権を握っていた。しかし今は、日本国憲法の下にあるんです。主権者は私たちです。主権を行使すれば政治を変えられる。法律を作ることも、廃止することも出来るわけです。表現の自由があり、基本的人権で主義・主張することに何の制限もありません。日本国憲法では表現の自由を保障すると書いてあるわけですよ。しかし、憲法に書いてあるから与えられたわけではない。基本的人権というのは、私たちは生まれながらに持っているんです。とはいえ基本的人権なり主権なりは行使、あるいは守らなければ失われる。その時が、今来ているのではと思うのです。

どうすればいいか。主権を行使して、秘密保護法を廃止したらいいですよ。ただ、如何せん議会制民主主義のシステムで、国会の多数を自民党が握っている中でそれを実行するのは難しいかもしれない。しかし、多くの主権者がこれに反対すれば状況を変えることが出来ると思います。もしそれが実現し、出来たばかりの法律に主権者が反対して廃止したとなれば、日本の歴史・民主主義においても画期的なことです。これまで日本の歴史上、人権や民主主義を擁立しようとする闘いは幾つもあったと思います。明治時代にあった自由民権運動では、民権活動家が民主的な憲法を作ろうと色々な草案ができました。残念ながら成立したのは大日本帝国憲法で、日本は戦争へ突き進んでいくことになってしまいますが。戦後にも、日本国憲法草案要綱を鈴木安蔵ら研究者・学者たちが出している。もちろんGHQ民政局の人たちが中心になって、当時の世界の民主主義の粋を集めたような憲法を作りました。しかし、鈴木安蔵たちが作った日本国憲法草案要綱を参考にしているんですよ。日本の民衆は民主主義の歴史と伝統を持っている。今ここで秘密保護法を廃止することが出来たら、

日本において表現の自由・基本的人権の尊重・国民主権は確固たるものになりますよ。これからどんな反動的な憲法草案が出てきたとしても、すぐはね除けていくことが出来ると思います。そのための行動をみなさんとしてほしいというのが、僕の決意です。

秘密保護法廃止を巡る最近の状況です。福山ではこの緊急行動が

17日に250人のデモをやられたと聞いて、非常に心強く思っています。秘密保護法廃止を訴えている団体が今、23都道府県に38（地域ごとや分野別も含めて）あります。秘密保護法が強行採決された12月6日を忘れないための「6日行動」として、直近では2月6日に13都府県で統一行動をしました。京都で100人、大阪で300人参加だったのでしょうか。そのように、全国で秘密保護法廃止を求める運動が広がっています。今後、団体は38より増えるでしょう。福山も是非この全国ネットに入ってほしい。そこではデモや集会もあるが、統一的に取り組んでいるのが秘密保護法の廃止を求める国会請願署名です。福山では「秘密保護法廃止を」という一本の趣旨の署名ですが、広島では「秘密保護法廃止」と「情報公開制度の拡充」をセットにしています。趣旨は同じですが、広島ではこの請願署名を全県で30万人を目標に集めたいとのことで、取り組みを始めています。過去にもいろんな署名がありましたが、広島県で集まったのは20万人が最高だったそうで、30万人となると気の遠くなるような数字です。しかし、30万人といえば参議院選挙の当選者の得票なんですね。参議院の候補者1人を通すような人数の署名でいいんですよ。広島県で30万人分が集まるなら、全国では1000万人を軽く超すでしょう。そういう署名が集まれば、安倍さんはぐらつく。

安倍さんは、秘密保護法を強行採決した次の記者会見で「国民がこの秘密保護法に懸念を持つことは分かります」「もっと丁寧な説明がなければならぬ」という旨の発言をしていました。その翌日ごろの世論調査で10%くらい支持率が落ちていて、かなり動揺していましたね。要するに、今の自公政権は非常に強く見えても選挙で過半数を取っているわけではない。比例区の投票は30%台くらいの得票で、70%以上の議席を占めるという、小選挙区制のマジックで多数を握っているに過ぎない。だからこそ、民意が安倍政権に対して逆風になるともろいはず。しかし民意の反対、抵抗が収まってくると非常に強く出てくる。96条の改憲に関して当初のように言わなくなっていたが、3日ほど前の国会審議でまた言い出した。彼は民意を見ているんです。安倍さんだけでなく、自民党全体がそうだ。だからこそ僕らは民意を広げていくことで、安倍さんの暴走にストップを掛けることが出来るし、安倍さんを引きずり下ろすことも出来る。それから、この秘密保護法を廃止することも出来ると思います。署名も含めて、秘密保護法を廃止するため、共に闘っていきましょう。